

大和市告示第54号

大和市重度障がい者地域移行受入移動サポート事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市重度障がい者地域移行受入移動サポート事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅又はグループホームで暮らす重度障がい者が、それぞれの障がいの特性に応じて日中における充実した社会生活を送れるよう、事業者による受入促進事業及び移動サポート事業に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、重度障害者地域移行受入移動サポート事業補助金交付要綱（令和2年12月25日付け障サ第1446号神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長通知「重度障害者地域移行受入移動サポート事業補助金交付要綱の制定について」別添。以下「交付要綱」という。）第3条第1項各号に掲げる事業とする。

(事業の届出)

第3条 助成対象事業を実施しようとする事業者は、重度障がい者地域移行受入移動サポート事業実施届を市長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第4条 助成対象事業を実施する事業者は、当該助成対象事業の変更、中止又は廃止をしたときは、速やかに重度障がい者地域移行受入移動サポート事業変更（中止・廃止）届を市長に提出しなければならない。

(助成金の対象経費及び額)

第5条 助成金の対象経費は、各助成対象事業について、それぞれ交付要綱第3条第1項各号に定める補助対象経費とする。

2 助成金の額は、各助成対象事業について、それぞれ交付要綱第3条第2項に規定する補助基準額に基づき算出した額を合計した額の範囲内で市長が定める額とする。

(助成金の申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、助成対象事業を実施した翌月以降、各月ごとに重度障がい者地域移行受入移動サポート事業助成申請書に提供した

当該助成対象事業に係る指定障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成の適否を決定した上で、重度障がい者地域移行受入移動サポート事業助成決定通知書により申請者に通知する。この場合において、助成を決定した事業者（以下「決定者」という。）からの請求に対し、当該請求を受け付けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。

3 前項後段の規定にかかわらず、市長は、大和市自立支援給付費の支給等に関する規則（平成18年大和市規則第38号）第16条第5項の規定により決定者に対する介護給付費等の審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託しているときは、法第29条の規定による支払と併せて当該決定者に対する助成金を交付することができるものとする。

（実績報告）

第7条 決定者は、当該年度の助成対象事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、重度障がい者地域移行受入移動サポート事業実施状況届を市長に提出しなければならない。

（暴力団等の排除）

第8条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第6条第2項前段の決定を行わない。

（返還命令）

第9条 市長は、決定者が助成金を不正に使用し、又は虚偽の請求により助成金の交付を受けたと認める場合は、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（書類の整備等）

第10条 決定者は、助成対象事業に係る収入及び支出についての書類を整備し、保管しなければならない。

2 前項に規定する書類の保管期間は、助成対象事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から起算して6年間とする。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱の一部改正)

2 大和市障がい者地域生活サポート事業助成金交付要綱（平成21年大和市告示第231号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、大和市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和44年大和市条例第27号）及び大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第21号）に定めるもののほか」を削る。

第5条第1項中「交付対象経費」を「補助対象経費」に改め、同条第2項中「交付基準額」を「補助基準額」に改める。

第6条第1項中「指定障害福祉サービス」を「当該サポート事業に係る指定障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）」に改め、同条第3項中「（平成17年法律第123号）」を削る。

第8条第1項中「（以下「照会」という。）」を削る。

(大和市障害者グループホーム運営事業助成金交付要綱の一部改正)

3 大和市障害者グループホーム運営事業助成金交付要綱（令和2年大和市告示第65号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「指定障害福祉サービス」を「当該助成対象事業に係る指定障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）」に改める。

別表（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	重度障がい者地域移行受入移動サポート事業実施届	第3条
第2号様式	重度障がい者地域移行受入移動サポート事業変更（中止・廃止） 届	第4条
第3号様式	重度障がい者地域移行受入移動サポート事業助成申請書	第6条
第4号様式	重度障がい者地域移行受入移動サポート事業助成決定通知書	第6条
第5号様式	重度障がい者地域移行受入移動サポート事業実施状況届	第7条